

2020文情運第5号
令和2年8月12日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明



令和2年4月28日付2020文総総第85号による令和2年度（情運）諮問第1号について、
次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

在宅高齢者の生活実態の把握における「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」の目的外利用並びに目的外利用における本人宛通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用について、実施することは妥当なものと認める。
また、当該目的外利用に係る本人宛通知の一部を省略することも、妥当なものと認める。

3 理由

在宅高齢者の早期の支援や見守り活動などにつなげるために、戸別訪問により安否及び状態の確認などの生活実態の把握（以下「実態把握」という。）を行うことは、行政として取り組むべき課題であると考えられる。

また、実態把握を行う対象者を絞り込むために「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用することは、実態把握の目的から合理性があり、妥当なものと認められる。

なお、実態把握は、開始からおおむね3年間をめどとして実施するため、開始時に目的外利用に係る本人宛通知（以下「本人宛通知」という。）を行うことは実態把握の対象者の混乱を招くおそれがあることから、死亡又は転出により実態把握の対象とならない者への本人宛通知は省略して差し支えないものと認める。